

第一種電気工事士免状交付申請手続きについて

令和6年4月1日より、免状交付事務を山口県電気工事工業組合に委託しましたので提出先にご注意ください。

1 交付申請の方法について

免状交付申請には下記の（１）および（２）の方法があります。

（１）第一種電気工事士試験合格による交付申請

① 様式第37号 電気工事士免状交付申請書

申請書上部にある納付済証貼付欄に納付済証を貼付してください。

② 第一種電気工事士試験合格通知書（合格通知ハガキ）

③ 様式第38号 実務経験証明書

最大電力500kw以上の自家用電気工作物の電気工事、又は、第二種電気工事士免状取得後、一般用電気工作物等に係る電気工事に、通算で**3年以上**従事したことを証明する必要があります。

④ 実務経験証明書の基礎となった免状等の写し

第二種電気工事士免状（又は旧電気工事士免状）、認定電気工事従事者認定証等

⑤ 写真1枚

申請書提出6月以内に撮影した縦4cm、横3cmの大きさに上半身無帽のもの。

裏面に氏名を記入のこと。

⑥ 住民票等

住民票の写し又は写しのコピー、運転免許証（両面）の写し、マイナンバーカード（表面）の写しなど。有効期限のあるものは提出を受けるときに有効なもの。有効期限のないものは申請前6ヶ月以内に交付されたもの。

（２）認定による交付申請

（電気主任技術者免状取得、高圧電気工事技術者試験合格後に実務経験を積んだ場合）

⑦ 上記①～⑥の書類等（②を除く。）

⑧ 様式第36号 認定申請書

⑨ 電気主任技術者免状、高圧電気工事技術者試験合格証等の写し

2 手数料 6,000円

3 手数料納付方法（令和8年10月以降）

- ・手数料収納窓口にて、申請書左上にあるQRコード、または山口県手数料納付連絡票に記載されたQRコードを提示し、手数料をお支払いください。
- ・手数料支払い後発行される「納付済証」を申請書の納付済証貼付欄に貼付してください。
（注1）納付済証は再発行できません。紛失されないよう十分ご注意ください。
（注2）令和8年9月末までに購入された山口県収入証紙は、令和9年3月末日まで手数料の納付に使用できます。収入証紙につきましても、申請書左上「納付済証貼付欄」に貼付してください。

4 受付期間

随時

5 提出先・問い合わせ先 （書類は、持参または郵送により提出してください）

〒753-0074

山口県山口市中央2丁目4-5 山口中企ビル3階

山口県電気工事工業組合

TEL：083-921-0885